

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1） 監査テーマ

農業振興施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について

（2） 監査対象

「群馬県農業農村振興計画 2021-2025」に掲げる事業及び農業振興施策関係事業その他の対象とする。

（3） 監査の対象期間

原則として、令和 5 年度（必要に応じて他の年度についても対象とする）。

3. テーマを選定した理由及び監査の視点

本県は、雄大な山々を背景に豊富な水資源、全国トップクラスの日照時間、平地から高冷地までに広がる耕地を有している。このような恵まれた環境を生かし多彩な農業が営まれており、野菜では生産量全国第 1 位を誇るキャベツや全国第 2 位のきゅうり、畜産では乳用牛や豚等、全国トップクラスを誇る品目が多数ある。

一方で、農業における課題も多数あり、①担い手不足の問題（高齢生産者のリタイアや他産業との若い人材の獲得競争の激化により農業者の大幅な減少や農業生産力の低下）、②収益性の向上（他産業と比べて農業は労働生産性が低いことから農業が成長産業として持続的に発展していくためには生産性や収益性を更に向上させる必要がある）、③県産農畜産物の需要拡大（国内人口の減少に伴う食料需要の減少や消費ニーズの多様化により国内外の産地間競争が激化）、④農村の持続的な発展（鳥獣被害等による農村の集落機能や営農意欲の低下、台風や豪雨等の激甚化する大規模災害リスクの高まり）、⑤農村の新たな価値の創出（都市地域に対して農村地域での人口減少が先行して進んでいるため過疎や高齢化による地域衰退のおそれ）等、農業の各分野において数々の課題が山積している。

このような現状等を踏まえ、県では 10 年後の将来を見据え施策の方向性や具体

的な目標を示す県農政推進の基本方針として、また、農業者、消費者、関係団体、行政機関がそれぞれの果たすべき役割に応じた指針として令和3年に「群馬県農業農村振興計画 2021－2025」を策定している。

当該計画は5カ年の計画ではあるが様々な課題に対する各施策等で数値目標を設定していること及び計画策定時に比べるとコロナ禍を脱した現状では外部環境等も変化してきており、包括外部監査として計画の進捗状況を確認する時期としては適切な時期であると判断した。

また、本県における令和5年度の一般会計当初予算819,700百万円のうち農政費が占める割合は20,818百万円（2.5%）、令和6年度においても一般会計当初予算781,600百万円のうち22,051百万円（2.8%）とある程度の比率を占めており、財政への金額的重要度は高いと判断した。

加えて、本県における包括外部監査は平成11年より長きにわたり実施されているが、過去では農業振興施策をテーマとして実施されたことがないことを踏まえ、県の重要施策の一つである農業振興施策をテーマとして挙げる意義はあると判断した。

以上を踏まえ、令和6年度は「農業振興施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について」を監査テーマとした。

なお、監査の実施に当たっては、以下の3つの視点から検証を行った。

- ・実施されている事業が「群馬県農業農村振興計画 2021-2025」で掲げる数値目標の達成に向け、進められているかという「目標管理」の視点
- ・事業の公平性や効率性が損なわれていないかという「公平性・効率性」の視点
- ・デジタル技術の活用等により、業務の効率性が図られているかという「デジタル技術の活用」の視点

4. 主な監査手続

- (1) 農業振興施策所管部署（農政部）からの概況聴取
- (2) 関係所属からの概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

5. 監査の実施期間

令和6年9月4日から令和7年3月27日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 児島 宏和

(2) 補助者

公認会計士 田中（北原） 陽子

公認会計士 塚原 督成

公認会計士 立見 嘉章

公認会計士 正田 章倫

弁 護 士 村越 芳美

7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

8. その他

- (1) この報告書は、法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。
本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。
「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。
- (2) 上記意見は、各所属に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。
- (3) 報告書中の表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。
- (4) 報告書文中の□で囲まれた中の記載は、当該指摘事項や意見等を要約して記載したものである。